日中一時支援事業業務委託公募要領

１、公募目的

　　雲南市は、平成１８年８月１日障発第０８０１００２号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の地域生活支援事業の実施についての別紙１「地域生活支援事業実施要綱」及び雲南市日中一時支援事業実施要綱（平成１８年雲南市告示２３８号。以下「市要綱」という。）に基づき、障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び日常介護している家族の一時的な負担軽減を図ることを目的とした日中一時支援事業を実施するために、委託業者を募集する。

２、公募期間

　　令和６年３月４日（月）から令和６年３月２２日（金）１７時まで

　　　※契約期間の中途から事業を開始する場合は、随時、ご相談ください。

３、委託事業及び条件

　(1)　雲南市内に居住地を有する障がい者等であって、市が日中一時支援事業を必要とする者として認めた者に対し、日中一時支援サービスを提供する事業を行う。

　(2)　この事業を委託する事業所は、島根県内に事業所を有する法人で、島根県へ障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。以下、「障害者総合支援法」という。）第７９条第２項に基づく障害福祉サービス事業等開始届を提出した又は提出予定の法人、若しくは介護保険法（平成９年法律第１２３号。）第８条第９項の規定に基づく短期入所生活介護、同条第２３項の規定に基づく施設サービス又は同法第８条の２第７項の規定に基づく介護予防短期入所生活介護の指定を受けた法人とする。

　(3)　事業所は、現に利用がある若しくは利用が見込まれるものに限る。

４、契約期間

　　契約期間は、令和６年４月１日から令和７年３月３１日までとする。

５、事業内容

　(1)　事業者は、日中一時支援事業サービスの提供にあたっては、雲南市日中一時支援事業利用決定（却下）通知書を確認し、支給決定された支給期間及び支給量の範囲内で、利用者にサービス提供をするものとする。

　(2)　事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族、後見人等の相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

　(3)　委託料の額は、サービス提供時間８時間以上について、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定関する基準等」厚生労働省告示、「別表　第７　短期入所　１　短期入所サービス費」中、障害者総合支援法の定めによる障害者に対するサービスは「イ　福祉型短期入所サービス費　(1)　 福祉型短期入所サービス費(Ⅰ)」に、障害児に対するサービスは「イ　福祉型短期入所サービス費　(3)　 福祉型短期入所サービス費(Ⅲ)」に、重症心身障害者及び医療的スコア１６点以上の者に対するサービスは「イ　福祉型短期入所サービス費　(9)　 福祉型強化特定短期入所サービス費(Ⅰ)」に、重症心身障害児及び医療的スコア１６点以上の児に対するサービスは「イ　福祉型短期入所サービス費　(10)　 福祉型強化特定短期入所サービス費(Ⅱ)」に、重症心身障害者（児）及び医療的スコア１６点以上の者（児）に対する医療機関併設事業所が提供するサービスは「ハ　医療型特定短期入所サービス費　(5)　 医療型特定短期入所サービス費(Ⅴ)」に準じた額とし、生活介護の開所時間減算を準用する。なお、現時点の委託料額の案は別表のとおりであるが、厚生労働省告示の改正により、契約時に変更する場合がある。

　(4)　事業者は、利用者から市要綱第１２条に定める利用料の徴収をしなければならない。

　(5)　事業者は、サービス提供月の翌月６日までにサービス提供記録表、請求明細書を添えてサービス提供実績を市に報告したうえで、請求書により利用者負担を差し引いた額を請求するものとする。

　(6)　市は、サービス提供実績及び請求の内容を審査し、事業者に対し委託料を支払うものとする。

　(7)　事業者は、日中一時支援事業サービス重要事項説明書により利用者に対して説明をするものとする。

　(8)　事業者は、受託した事業を第三者に再委託してはならない。

　(9)　事業者は、この事業実施にあたり、知り得た利用者等の秘密を第三者に漏らしてはならない。

６、実績報告

　　事業者は、委託業務が終了したときは最後の請求を行うまでに、委託事業の成果を記載した実績報告書を提出しなければならない。

７、応募方法

　　日中一時支援事業を実施しようとする事業者は、次の書類を市に１部提出するものとする。

　　①　日中一時支援事業実施申請書（様式第１号)

　　②　障害者総合支援法、介護保険法で指定（許可）を受けている事業指定通知書の写し又はそれを証明する書類（短期入所を基本としますが、他の通所系事業所も認める場合があります。）

　　③　サービス利用者（予定）一覧表

８、決定、通知並びに契約

　　雲南市において、応募事業者の適正を審査のうえ決定し、応募者に対して通知し、業務委託契約を締結する。

９、提出及び問い合わせ先

　〒６９９－１３９２　雲南市木次町里方５２１番地１

　雲南市健康福祉部　長寿障がい福祉課　（電話：０８５４―４０－１０４２）

（別紙）

○日中一時支援事業　単価表

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 対象者 | 区分 | 提供時間 | 単価 | 加算 |
| 障害者 | 区分２以下 | ４時間未満 | 2,550円 | 食事　　　　300円入浴　　　　400円送迎：片道　210円 |
| ４時間以上６時間未満 | 3,560円 |
| ６時間以上８時間未満 | 4,580円 |
| ８時間以上 | 5,090円 |
| 区分３ | ４時間未満 | 2,920円 |
| ４時間以上６時間未満 | 4,080円 |
| ６時間以上８時間未満 | 5,250円 |
| ８時間以上 | 5,830円 |
| 区分４ | ４時間未満 | 3,240円 |
| ４時間以上６時間未満 | 4,540円 |
| ６時間以上８時間未満 | 5,830円 |
| ８時間以上 | 6,480円 |
| 区分５ | ４時間未満 | 3,920円 |
| ４時間以上６時間未満 | 5,490円 |
| ６時間以上８時間未満 | 7,060円 |
| ８時間以上 | 7,840円 |
| 区分６ | ４時間未満 | 4,620円 |
| ４時間以上６時間未満 | 6,460円 |
| ６時間以上８時間未満 | 8,310円 |
| ８時間以上 | 9,230円 |
| 障害児 | 区分１ | ４時間未満 | 2,550円 |
| ４時間以上６時間未満 | 3,560円 |
| ６時間以上８時間未満 | 4,580円 |
| ８時間以上 | 5,090円 |
| 区分２ | ４時間未満 | 3,080円 |
| ４時間以上６時間未満 | 4,310円 |
| ６時間以上８時間未満 | 5,540円 |
| ８時間以上 | 6,150円 |
| 区分３ | ４時間未満 | 3,920円 |
| ４時間以上６時間未満 | 5,480円 |
| ６時間以上８時間未満 | 7,050円 |
| ８時間以上 | 7,840円 |
| 対象者 | 区分 | 提供時間 | 単価 | 加算 |
| 重症心身障害障害者医療的スコア１６点以上の者 | 区分２以下 | ４時間未満 | 3,580円 | 食事　　　　300円入浴　　　　400円送迎：片道　210円 |
| ４時間以上６時間未満 | 5,010円 |
| ６時間以上８時間未満 | 6,440円 |
| ８時間以上 | 7,150円 |
| 区分３ | ４時間未満 | 3,920円 |
| ４時間以上６時間未満 | 5,490円 |
| ６時間以上８時間未満 | 7,060円 |
| ８時間以上 | 7,840円 |
| 区分４ | ４時間未満 | 4,230円 |
| ４時間以上６時間未満 | 5,920円 |
| ６時間以上８時間未満 | 7,610円 |
| ８時間以上 | 8,460円 |
| 区分５ | ４時間未満 | 4,890円 |
| ４時間以上６時間未満 | 6,840円 |
| ６時間以上８時間未満 | 8,790円 |
| ８時間以上 | 9,770円 |
| 区分６ | ４時間未満 | 5,540円 |
| ４時間以上６時間未満 | 7,750円 |
| ６時間以上８時間未満 | 9,960円 |
| ８時間以上 | 11,070円 |
| 重症心身障害障害児医療的スコア１６点以上の児 | 区分１ | ４時間未満 | 3,570円 |
| ４時間以上６時間未満 | 5,000円 |
| ６時間以上８時間未満 | 6,430円 |
| ８時間以上 | 7,140円 |
| 区分２ | ４時間未満 | 4,080円 |
| ４時間以上６時間未満 | 5,710円 |
| ６時間以上８時間未満 | 7,340円 |
| ８時間以上 | 8,160円 |
| 区分３ | ４時間未満 | 4,880円 |
| ４時間以上６時間未満 | 6,830円 |
| ６時間以上８時間未満 | 8,790円 |
| ８時間以上 | 9,770円 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 対象者 | 区分 | 提供時間 | 単価 | 加算 |
| 重症心身障害児（者）医療的スコア１６点以上の者（児） | 医療機関併設併設事業所 | ４時間未満 | 10,100円 | 食事　　　　300円入浴　　　　400円送迎：片道　210円 |
| ４時間以上６時間未満 | 14,140円 |
| ６時間以上８時間未満 | 18,180円 |
| ８時間以上 | 20,200円 |

様式第１号

　　年　　月　　日

雲南市長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

日中一時支援事業実施申請書

日中一時支援事業業務委託公募要領に基づき、雲南市日中一時支援事業を実施したいので次のとおり申し出ます。

【添付資料】

　　①　障害者総合支援法、介護保険法で既に指定（許可）を受けている指定通知書の写し又はそれを証明する書類（短期入所等）

②　サービス利用者（予定）一覧表

|  |  |
| --- | --- |
| 連絡先 | 担当部署担当者氏名電話　　　　　　　　　ＦＡＸE-Mail |

サービス利用（予定）者一覧表

|  |  |
| --- | --- |
| 利用者名 | 備考 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |